

神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務 仕様書 (Aゾーン)

1 設置場所

神戸総合運動公園（神戸市須磨区緑台）内のうち、別添図面（別紙 1-1、1-2：設置可能区域図）Aゾーン枠内とする。

2 設置期間

契約締結日より令和 8 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約期間満了の 2 か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の翌日から起算してさらに 1 年間契約を更新するものとする。

ただし、令和 12 年 3 月 31 日を限度とする。

協会が神戸総合運動公園の指定管理者の指定を取り消された場合、神戸市において公益上その他の必要な場合に設置許可が取り消された場合は、その限りでない。

撤去日は、契約期間満了日とするが、詳細については事業者と協議のうえ決めるものとする。

3 販売品目

缶・ペットボトル飲料、アイスクリーム、氷菓等とし、利用者の嗜好やニーズにあったものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。

4 設置台数

(1) 原則として、自動販売機の設置台数は、既存箇所 18 台（別紙 1-1、2 のとおり）のうち 17 台とするが、±3 台までの増減は可能とする。設置場所の変更については、協議の上、決定する。

(2) 設置個所及び設置する自動販売機については、現状を考慮のうえ事業者の創意工夫による提案を受けるものとし、協議によって定めるものとする。

なお、ユニバーサルデザイン自動販売機を体育館 1 階に 1 台以上、2 階に 1 台以上設置するものとする。

(3) 新紙幣及び電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応した自動販売機の導入を進めること。キャッシュレス決済に対応した自動販売機を 2 台以上設置すること。

(4) アイスクリーム、氷菓等の自動販売機を「水のくに」等、Aゾーン内に 1 台以上（期間限定可）設置するものとする。

(5) 集客数や季候等に応じて自動販売機の台数変更を可能とし、品切れを最小限に抑え、利用者の需要にあわせて利便性を向上させること。

(6) 利用者の嗜好をふまえ、複数メーカーの商品を販売すること。事業者がメーカーである場合、他メーカー商品の販売品目を全体の 25%以上とすること。特に、同じ場所に複数台の自動販売機を設置する場合は、同一メーカーのみにならないよう留意すること。

5 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

価格が設定されていない場合は、各製造者の設定している最低価格または市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とする。

6 設置時の注意事項

(1) 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は事業者が行うこと。ただし、都市公園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

(2) 自動販売機の仕様

ア 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること
詳細は、神戸市のホームページの次の URL に掲載の、「令和7年度グリーン調達等判断基準」(22-10) 199 ページ以降で閲覧できる。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/61068/4-r7_handankizyun.pdf

イ 美観の考慮

事業者の設置する自動販売機については、都市公園内であることを考慮し、色や表示名称等、事前に必ず協会の承認を得ること。(園内景観にふさわしい自動販売機を設置条件とする)

「この自販機の収益は、神戸総合運動公園の運営や管理の充実のために使われます。」と記載した説明板を設置すること。

ウ 寸法

幅約 1.2m×奥行約 0.8m×高さ約 1.8m (投影面積 1 m²以下とする) を原則とするが、設置の際に協議を行うものとする。

エ 防犯対策

防犯に考慮したものを設置すること。

オ 転倒防止対策

「自動販売機の設置方法」(日本工業規格据付基準)、「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

カ 電気メーターの設置

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。設置及び撤去にかかる費用は事業者の負担とする。

(3) 自動販売機の設置作業

設置予定日は、契約締結日以降とするが、詳細については事業者と協議のうえ決めるものとする。

作業日程については、事前に協会と調整し設置計画書を提出のうえ協会担当者立会いの下で設置作業を行うこと。また、新たな場所での自動販売機の設置については、事前に協会と調整し工事等費用が生じるときは、事業者が負担することとする。

(4) お客様対応窓口等

お客様対応の窓口及び商品補充の連絡先を契約締結時に明らかにすることとし、当該連絡先は通年で対応するものとする。連絡先が変更される場合は、協会にあらかじめ届け出るものとする。

7 日常の維持管理・商品の入替え

(1) 一般的注意事項

ア 品切れ及び釣り銭切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制をつくること。

イ 必要に応じて商品及び釣銭の補充を行うこと。また商品の品質管理は特に注意すること。

- ウ 確実な商品及び金銭管理を行い、盗難等事件発生の際は、事業者が責任を負うとともに当協会に連絡及び警察への届け出を行うこと。
- エ 自動販売機の故障、破損等の際は、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと。また、事業者の連絡先を自動販売機に明記し、事業者の責任において対応すること。
- オ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。
- カ 搬入車両の経路、制限速度について協会の指示に従うこと。
- キ 商品補充等の際に、来園者の利用に影響が生じないように、十分に配慮すること。

- (2) ごみ箱の設置・ごみの回収
協会が必要に応じて設置し、回収を行う。

8 経費の負担

(1) 納付金

この応募に際して応募者から提案のあった納付金額（年額）に消費税を加算した金額を協会に納付するものとする。イベント開催時など多客時には、氷入りボックス（「どぶづけ」）による販売を行うことができるものとする。この場合の納付金については、その都度、協議して決定する。
また、「4 設置台数」で定めた台数を超えて自販機を設置する場合は、増分に関する納付金は別途協議するものとする。

(2) 光熱水費

自動販売機の稼働に使用した電気使用料については、協会が算定した使用料に消費税を加算して支払うこと（実費）。電気使用料算定式は 次のとおりとする。

$$\text{総合運動公園電気使用料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量の合計}}{\text{総合運動公園全体の電気使用量}}$$

(3) 納付方法

前月までの納付金（年間納付金額の1/2分の1）・光熱水費の合計に相当する金額を協会の請求に基づき、下記に定める時期に納付することとする。

納付金・光熱水費	定める納期日
4月・5月分	7月 末日
6月・7月分	9月 末日
8月・9月分	12月 末日
10月・11月分	1月 末日
12月・1月分	3月 末日
2月・3月分	5月 末日

なお、納期日が日曜日にあたる場合は翌日とする。詳細は、協議のうえ契約書に記載するものとする。ただし、契約締結日より日割りで精算することもできる。

9 機械の機種変更

設置後に生じた事情の変更、または売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更がある場合には、あらかじめ協会と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

10 契約終了後の原状回復義務

契約期間満了または契約解除により、機械を撤去する際は事業者の費用負担で原状に回復することとする。

これにかかわらず、協会が原状回復を行う場合は原状回復に要した費用を事業者が負担するものとする。

11 業務報告

納付金・光熱水費の納付にあわせて自動販売機ごとの売上本数、売上金額を報告すること。

12 当事業に関するリスク分担は下表のとおりとする。

種 類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
2 税制等の変更	消費税及び地方消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く		○
3 物価・金利の変動			○
4 需要の変動			○
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関する事項		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
10	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議による※2	
11	業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期事業者引き継ぐ場合とも）		○

※1 事業者が善良なる管理者として注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごと判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに協会に報告しなければならない。

1.3 その他

- (1) 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合には、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金相当額）を協会に納付するものとする。
- (2) 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときには、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。
- (3) 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。

1.4 留意事項

- ・園内イベント開催時には、自動販売機の販売を制限する場合がある。
- ・園内イベント開催時には、主催者が園内で飲料販売を行う場合がある。
- ・協会および園内のイベントでは、協賛品・広告の掲載等積極的に協力すること。
- ・搬入車両についてのルート・走行制限については協会の指示に従うこと。
- ・イベント等により、園内通行の車両に進入不可や進入時間の制限がある。